葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条 例

葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)の 一部を次のように改正する。

(別 紙)

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定に関して審議する葉山町自殺対策計画策定委員会を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の附属機関として新たに設置するとともに、その他所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

葉山町個人情	葉山町個人情報保護条例(平成11年	5 人
報保護審査会	葉山町条例第16号)第20条の規定に	以内
	よる決定に対する審査請求及び個人	
	情報保護制度の改善その他の重要事	
	項につき実施機関の諮問に応じて調	
	査審議し、その結果を答申し、又は	
	意見を建議すること。	

」を

Г

葉 山 町 個 人 情	単単
報保護審査会	葉山
	定に

葉山町個人情報保護条例(平成11年 5 点 葉山町条例第16号)の規定による決 以内 定に対する審査請求及び個人情報保 護制度の改善その他の重要事項につ き実施機関の諮問に応じて調査審議 し、その結果を答申し、又は意見を 建議すること。

」に、

Γ

葉山町障害者	障害者計画、障害福祉計画及び障害	20 人
福祉計画策定	児福祉計画を策定するために審議	以内
委員会	し、その結果を報告し、又は意見を	
	建議すること。	

」を

Γ

葉山町障害者	障害者計画、障害福祉計画及び障害	20 人
福祉計画策定	児福祉計画を策定するために審議	以内
委員会	し、その結果を報告し、又は意見を	
	建議すること。	
葉山町自殺対	自殺対策計画を策定するために審議	15 人
策計画策定委	し、その結果を報告し、又は意見を	以内
員会	建議すること。	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 - (葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年葉山町条 例第 201 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Г

	障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
--	----------------	---------

」を

г

障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
自殺対策計画策定委員会委員	規則で定める額

」に改める。

議案第 55 号参考資料 第 1 回 定 例 会 平成 30 年 2 月 13 日

条例の概要

題名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

自殺対策基本法において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定について審議する葉山町自殺対策計画策定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置するとともに、その他所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1)町長の附属機関として葉山町自殺対策計画策定委員会を置き、委員の報酬は規則で定めることとした。
- (2) 附属機関の設置目的の表記を統一することとした。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

【本則】葉山町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

		改正後					改正前	
葉山町附属機関の設置に関する条例				葉山町附	属機関の設置し	こ関する条例		
	平成 7 年	₹7月8日条例第13号				平成 7 年	年7月8日条例第13号	
表(第2条関	係)			別表	(第2条関	係)		
附属機関の					附属機関の			
属する執行	附属機関	設置目的	委員の数		属する執行	附属機関	設置目的	委員の数
機関					機関			
町長	(略)	(略)	(略)		町長	(略)	(略)	(略)
	葉山町個人情	葉山町個人情報保護条例(平成	5人以内			葉山町個人情	葉山町個人情報保護条例(平成	5 人以内
	報保護審査会	11年葉山町条例第16号)の規定				報保護審査会	11年葉山町条例第16号) <u>第20条</u>	
		による決定に対する審査請求及					の規定による決定に対する審査	
		び個人情報保護制度の改善その					請求及び個人情報保護制度の改	
		他の重要事項につき実施機関の					善その他の重要事項につき実施	
		諮問に応じて調査審議し、その					機関の諮問に応じて調査審議	
		結果を答申し、又は意見を建議					し、その結果を答申し、又は意	
		すること。					見を建議すること。	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	葉山町障害者	障害者計画、障害福祉計画及び	20人以内			葉山町障害者	障害者計画、障害福祉計画及び	20人以内
	福祉計画策定	障害児福祉計画を策定するため				福祉計画策定	障害児福祉計画を策定するため	
	委員会	に審議し、その結果を報告し、				委員会	に審議し、その結果を報告し、	
		又は意見を建議すること。					又は意見を建議すること。	
	葉山町自殺対	自殺対策計画を策定するために	15人以内					
	策計画策定委	審議し、その結果を報告し、又						
	<u>員会</u>	<u>は意見を建議すること。</u>						
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)		教育委員会	(略)	(略)	(略)

【附則】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号

別表第1(第2条関係)

区分	報酬額
(略)	(略)
障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
自殺対策計画策定委員会委員	規則で定める額
(略)	(略)

認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とする ことができる。

改正前

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号

別表第1(第2条関係)

2010 - (210 - 334)23131.)	
区分	報酬額
(略)	(略)
障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
(略)	(略)

備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と 備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と 認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とする ことができる。